

**くまもと・わくわく基金（市民公益活動支援基金）
助成事業審査基準・選定方法について**

1 審査基準

項 目	選考基準の説明
市民ニーズ適合性	市民の多様なニーズ（需要・要望）を捉え、それらに対応した内容となっている。
効果性	事業を行うことにより、不特定多数の利益やまちづくりに寄与するなど、公益的な効果が見込める。
全体の整合性	事業目的を実現するための手段や方法等が適切であり、事業を構成する各要素がお互いに合理的につながっている。
発展性	事業が将来に向けて持続していくか、事業の効果が広く地域に普及していくことが見込まれるとともに、今後当該事業が事業対象の拡大や事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性がある。
地域の課題・特性 （熊本らしさ）	熊本に愛着を持ち、どんな熊本にしたいのか、どんな熊本の未来につながる事業なのかなど、地域課題に焦点を当てた熊本らしさをアピールする取り組みである。

2 選定方法

(1) 分野指定助成事業

- ① 選定は、事前に提出された「様式第8号～10号」及び公開プレゼンテーションを審査の対象とし、審査基準に基づき審査を行う。
- ② 審査は、上記「審査基準」を踏まえた「くまもと・わくわく基金」審査表で行い、委員合計が高い団体から順に選定する。ただし、基準点に達しない場合は、助成を行わないものとする。

(2) スタートアップ助成事業

既に書類審査をいただいているため、集計結果を基に運営委員会で協議いただき選定とする。

(3) 共通事項

- ① 基準点は、評価に参加した委員数に25点を乗じた点数の5割以上とする。
（7人参加の場合の基準点：25点×7人×0.5＝88点）
- ② 審査の結果が同点の場合は、「地域の課題・特性（熊本らしさ）」が高いほうを優先することとし、次に基準項目ごとの評価点が高い項目が多い団体を選定する。
- ③ くまもと・わくわく基金助成金の審査については、原則、非公開とする。
- ④ 各団体の事業収支計画書について、事務局の査定案を基に助成額を決定する。
- ⑤ 選定した団体が助成を辞退した場合、予算残額の範囲で次点の団体を順次採択する。

3 結果公表

- ① 助成金交付決定団体と審査概要については、ホームページ等で公表する。
- ② 発表団体には、結果を書面により通知する。